

皆様に、最新の労働災害情報をおとどけしています！

災害発生情報 No.95

2017. 1. 13

(社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

業種	廃品回収業	経験	10年	年齢	33歳	男女	男性
発生月	3月			発生時刻		16時00分	
発生状況	工場内で、溶断作業中に炎が上がり顔面を火傷した。						
負傷の程度／部位	顔面火傷			休業見込	2週間		



◆ 再発防止のアドバイス

○労働安全衛生規則第593条では、保護具の備え付けが義務付けられています。溶接・溶断作業には、保護面（保護眼鏡）や防塵マスク、手袋やサポーター等の使用を考えられます。本件災害については、保護具の使用状況は詳しく分かりませんが、災害の防止のために保護具の着用を徹底して頂きたいと思います。

○溶接・溶断作業においては、火災、爆発、有毒ガス中毒、酸素欠乏等の危険性もあります。

吹管（すいかん）の火炎は3000℃近い温度を持っており、溶接作業中に生じる火花は意外と遠くまで飛散する上、思ったほどすぐには消えません。易燃性の物が存在する場所での火気の使用は禁止されていますが、関連性の薄い作業が周囲で行われている場合、一時的だからと軽い気持ちで周囲に可燃物を置いてしまうことや、堆積した木屑に無頓着であることが考えられます。溶接作業担当者だけでなく、同じ場所で作業している全員での注意が必要となります。

◆ コメント◆ 「火の用心、マッチ一本火事のもと」糸魚川の大規模火災は記憶に新しいと思いますが、冬場は空気が乾燥し、火事が多い季節です。実際に、筑西の管内でも、複数の火災事故が発生しています。溶剤を使用している工場や、紛体を扱う工場では、火気を使用していくなくても、乾燥していると、静電気によって発火、爆発する可能性があります。また、冬場は気温が下がるため、室内を暖めるために作業場所を締め切ったり、暖房器具を使用すると思いますが、過去には、油落としにクリーナーを使用していたところ、暖房用ヒーターの炎が引火し、労働者2名が火傷を負った事故も発生しています。その他、締め切った状態で内燃式の発電機を使用し、複数の労働者が一酸化炭素中毒となった事故もありました（なお、換気が不十分な場所での内燃機関の使用は禁止されています 安衛則第578条）。

【お願い】 この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、隨時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。